

PwC Tax Insight (No.12/2020)

新型コロナウィルス (COVID-19)の感染拡大に伴う源泉徴収税率の引き下げ

Issued Date: 31 March 2020

COVID-19の感染拡大に伴い、源泉徴収税率の引き下げを認める財務省令第361号が官報に掲載されました。

源泉徴収税率の引き下げを認める財務省令第361号が2020年3月30日に官報に公布されました。

これにより2020年4月1日から2020年9月30日までの課税所得の支払いにかかる源泉徴収税率は1.5%に、2020年10月1日から2021年12月31日までの課税所得の支払いにかかる源泉税率は2%に軽減されます。ただし、2%の税率は電子源泉徴収税システムを通じて、源泉徴収税の支払いがされた場合にのみ適用されます。

しかし、電子源泉徴収税システムに関する法案は2019年11月26日に閣議決定されましたが、まだ法制化されていません。

本省令の内容は以下を参照ください。



源泉徴収税率の引き下げは、タイ国で事業活動を営む企業(財団および協会を除く)が得る歳入法第40条に規定する以下の課税所得に該当する支払に対し、適用されます。

- 第40条(2)に基づく所得(請負やサービス提供による収入)
- 第40条(3)に基づく営業権、著作権その他の権利からの所得
- 第40条(6)に基づく、法律、医学、工学、建築、会計、美術等の自由専門業による所得
- 第40条(7)および(8)に基づく、請負業務からの所得
- 第40条(8)に基づく役務の提供による所得の内、俳優への報酬、広告料、損害保険料、輸送費を除くもの
- 販売促進を目的とした賞金、割引き、その他の特典

源泉徴収税率の引き下げは、個人が得る歳入法第40条に規定する以下の課税所得に該当する支払に対しても適用されます。

- 第40条(6)に基づく、法律、医学、工学、建築、会計、美術等の自由専門業による所得
- 第40条(7)および(8)に基づく、請負業務からの所得
- 第40条(8)に基づく役務の提供による所得の内、俳優への報酬、広告料、損害保険料、輸送費を除くもの
- 販売促進を目的とした賞金、割引き、その他の特典

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uzozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

名賀石 樹
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)
tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎
(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)
matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀
(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)
aoki.morioka@pwc.com

玉木 寿典
(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)
tamaki.toshinori@pwc.com

小島 大佑
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)
daisuke.k.kojima@pwc.com

川又 麻美
(0 2844 1321)
asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。